

檀原市立晩成小学校 いじめ防止基本方針

平成28年4月改訂、平成30年4月追加改訂、令和5年4月改訂、令和8年4月改訂

はじめに（学校の方針及び改訂について）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の成長と人格形成に深刻な影響を及ぼし、ときにその生命または身代な危険を生じさせるおそれのある許されない行為です。本校は、いじめを単なるトラブルと捉えず、「児童の生命と尊厳を守る最優先課題」として、以下の3方針を軸に全校体制で取り組みます。

1. いじめを許さない「感性」と「実践力」の育成

学校教育の全教育活動を通じ、児童一人ひとりが「いじめをしない・させない・許さない」という強い意識と実践力を身につけられるよう指導します。

2. 「子ども主体」の徹底した対話

前回の改訂では、檀原市および奈良県の方針を踏まえ、「子どもの視点」を最優先に据えました。大人の都合や保護者への対応を優先した、拙速な「早期解決」を行うことなく、当事者である子どもの気持ちをじっくりと受け止め、子ども自身が主体的に解決に向き合えるよう、時間をかけて丁寧に対応します。

3. 全教職員による組織的な見守り

教職員が心のゆとりを持って子どもたちに寄り添い、いじめの予兆を早期に察知します。特定の教員に抱え込ませず、組織として見守ることを通して、全ての児童が自信を持って活動できる環境を構築します。

◎本方針に基づき、保護者・地域の皆様とも「子どもにとっての最善」を共有し、心をひとつにして「いじめの根絶」を目指したいと考えています。

1. いじめの問題に関する捉え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

(2) いじめの認識

- いじめは重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは被害と加害が入れ替わり立ち替わり起こり得るものである。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。その際、「心身の苦痛を感じているもの」を限定して解釈しない。
- いじめの「芽」や兆候も含め、疑わしいものも見逃さない。一見けんかやふざけ合いのように見えても、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めをする。
- 校外で起こるいじめの事象もある。日ごろから家庭・地域・関係諸機関と連携する。

(3) いじめ防止等への基本的な考え方

1. いじめの防止：心の通う「なかまづくり」

いじめを生まない土壌を作るため、表面的な集団生活に留まらず、児童一人ひとりが「自分の居場所」と「役割」を実感できる、自己有用感の高いなかまづくりを推進します。家庭・地域とも「いじめを許さない」という認識を共有し、一体となって子どもたちを見守ります。

2. 早期発見：ささいな変化を見逃さない「共感力」

いじめは「遊び」や「ふざけ合い」を装って巧妙に隠れることがあり、また、集団の中の立ち位置で、被害と加害が入れ替わり得るものであるという認識を持つことが重要です。教職員は「固定観念」に縛られず、子どもの小さなサインを見逃さないよう努めます。何よりも被害児童の心情を最優先に「いじめ」を判断するとともに、日々の対話を通じて「話しやすい関係性」を築き、家庭との連携を密にしながら丁寧に見守ります。

3. 早期対応：安全確保と「教育的」な働きかけ

【いじめによりつらい思いをしている児童へ】

直ちに安全を確保し、組織的に対応します。つらい気持ちをじっくりと受け止め、孤立させない対応を徹底します。

【いじめを行ったとされる児童へ】

一方的な決めつけではなく、本人の事情もしっかりと確認した上で、その行為の背景にある課題に向き合います。自省を促し「正しく成長すること」を目指した指導を行います。

【組織としての連携】

迅速に家庭や教育委員会へ報告し、関係機関と協力して解決にあたります。なお、児童の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあるなど、緊急・悪質な事案については、教育的配慮および被害児童の意向を踏まえつつ、速やかに警察等とも連携し、毅然として対応します。

4. 再発防止：継続的な見守りと更生支援

表面的な解決を鵜呑みにせず、いじめが解消されたと見える後も、当事者双方の状況を継続的に見守ります。特にいじめを行った児童に対しては、厳正な指導と並行して、本人が抱えている課題を究明する教育的なプログラムを展開し、健全な自己成長を支援します。

2. いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定めています。【別紙1】

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定めています。

年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意します。【別紙2】

3. いじめ防止等への取組

私たち教職員は、児童一人ひとりを「かけがえのない存在」として、今の「あるがまま」の姿を丸ごと受け止めます。学校生活のあらゆる場面で、「子ども自身の思い」を尊重し、「解決のために自ら動こうとする力」を育成し、「子どもの成長を信じ支えること」を大切にしながら、子どもが安心して心を開き、信頼を寄せてくれる関係を築きます。

1. いじめを生まない「土壌」づくり（未然防止）

温かな学校・学級づくり:

先生たちが助け合い、風通しの良い「ぬくもりのある職場」を作ることで情報共有が日常的なものとなり、子どもの安心感につながります。職員も子どもも、一人ひとりが自分の居場所と絆を感じられる学校・学級経営を徹底します。

「気づき、支え、訴える」力の育成:

子ども自身がいじめに気づき、仲間を支え、勇気を出して大人に相談できる「心の強さ」と人権感覚を育てます。

学びの充実:

授業改善を通じ、コミュニケーション力を養うとともに、学習への不安がいじめの引き金にならないよう丁寧な支援を行います。

2. 小さなサインを逃さない「心のアンテナ」（早期発見）

被害児童の目線で:

アンケートだけでなく、日々の何気ない会話を大切にします。「よくあること」と決めつけることなく、子どもの表情やしぐさから、その奥にある辛さに寄り添います。

相談しやすい環境:

心理相談員やスクールカウンセラーの紹介を教室に掲示し、「いつでも、どこでも、誰にでも話していいんだよ」というメッセージを伝え続けます。

家庭・地域とのつながり:

子どもの変化にいち早く気づくため、学校・家庭・地域が日頃から何でも話せる関係を築きます。

3. 一人ひとりを守り、立ち直りを支える（いじめへの対処）

「守り抜く」姿勢:

いじめを確認した際は、被害児童の救済を最優先にします。じっくりと話を聴き、その子が「自分は守られている」と実感できるまで、心のケアを継続します。

行為への厳正な指導と、心への寄り添い:

いじめを行った児童には、その行為を厳しく指導するとともに、内面にある不安やストレスを受け止め、必要に応じて専門機関と連携しながら、正しく立ち直れるよう支えます。

組織的な対応:

担任一人に抱え込ませず、学校全体、教育委員会、警察等とも連携し、多角的な視点で解決を目指します。

4. 解決の先へ（再発防止）

見守りの継続:

いじめが収まったように見えても、心の傷はすぐに癒えるものではありません。学校全体・関係機関と連携しながら、その子が自信を取り戻すまで長く、深く見守り続けます。

SNS等への対応:

情報モラル教育を推進し、ネット上のトラブルから子どもを守れるよう、保護者の皆様への啓発に努めます。

次に活かす:

全ての事案から課題を見つけ、学校全体の方針を絶えずアップデートし、安心安全な学校づくりへと繋がります。

4. 重大事態への対応

万が一、児童の心身や安全に深く関わるような「重大事態」の疑いが生じた場合には、私たちは決して目を背けず、以下の原則に基づき真摯に向き合います。

1. 事実に基づいた誠実な調査

学校を長期欠席せざるを得ない状況や、深刻な被害の疑いがある場合は、速やかに市教育委員会と連携し、専門家（心理・福祉・法律等）の助言を得ながら調査を行います。保護者の方からのお申し出に対しても、まずは何が起きたのかを丁寧に、時系列に沿ってお話を伺い、事実の把握に努めます。

2. 「子どもの最善の利益」を最優先に

対応の柱となるのは、すべての子どもが持つ「生きる・育つ・守られる・参加する」という4つの権利（児童の権利に関する条約）です。私たちは、被害・加害という立場を問わず、目の前の子ども一人ひとりにとって「何が最善か」という視点を常に持ち、粘り強く判断します。つらい思いをしている子を守り抜くことはもちろん、過ちを犯したとされる子に対しても、その背景にある課題に真摯に向き合い、自らの力で正しく歩み直せるよう教育的な働きかけを継続します。事案への対応にあたっては、関係する児童や保護者に対し、予断を持つことなく、確認できた事実を誠実に共有します。同時に、プライバシーの保護を徹底することで、すべての子どもたちが一日も早く落ち着いた学校生活を取り戻せるよう全力で支援します。

3. 開かれた学校として

事案によっては、より客観的な視点を持つ「檀原市いじめ防止対策委員会」の力を借り、速やかな解決を目指します。

【学校・保護者・地域 ～チーム晩成小学校～】

「子どもの視点を中心に」

いじめの対応は、何よりもまずつらい思いをしている子どもの気持ちを理解することから始めます。また、解決に向け、子どもの主体的な参加が確保できるよう時間をかけ丁寧に対応することが大切だと考えています。

学校は、保護者や地域の皆様に対して常に開かれた場所でありたいと考えています。いじめの防止についても、学校の取組を積極的にお伝えしながら、皆様からは率直なお声をぜひお聞かせください。皆様からいただいたご意見を大切に受け止め、校内いじめ問題対策委員会において定期的に振り返り、この方針が「子どもにとっての最善」につながるよう、必要に応じ、より良い形へとアップデートしていきます。

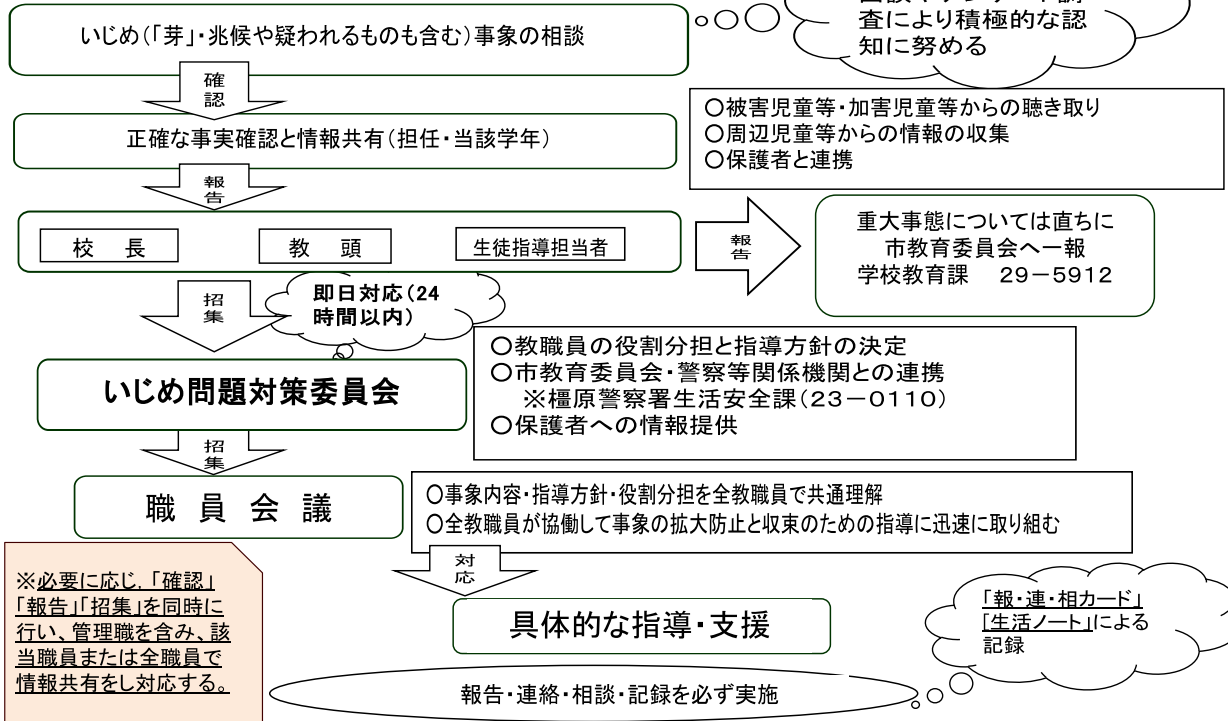
いじめのない、誰もが安心して笑い合える学校は、教職員、保護者、そして地域の皆様が手を取り合い、同じ方向を向くことで初めて実現します。これからも、子どもたちの健やかな未来を支える一つのチームとして、共に悩み、共に喜び、子どもたちの確かな成長を分かち合っていける関係でありたいと願っています。

いじめ問題対策委員会

※校長、教頭、生徒指導部長、教務、人権教育部長、養護と各学年代表、みやま代表で構成する。
 ※定例および緊急の会議を開く。(生徒指導部長が座長)
 ※具体的な事案の場合は該当児童学級担任・該当学年担当などが加わることがある。
 ※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を要請する。

○学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
 ○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

組織対応の流れ



子どもの気持ちを受け止めじっくり対応する

被害者への支援

共感的に受け止める

- 伝えること
 - ・学校として「何としても守る」という姿勢
 - ・プライバシーの保護
 - 確認すること
 - ・身体の被害状況(診断書)
 - ・金品の被害状況
 - ・カウンセリングの必要性
 - ・警察への被害申告の意志
 - 留意すること
 - ・再発や潜在化
 - ・保護者への説明と保護者の考えの確認。
- ただし子どもの気持ちに十分寄り添うことを基本とする。

加害者への指導

「毅然」とした態度で

- 伝えること
 - ・いじめは決して許されない行為であること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・自分の行為が重大な結果に繋がった
- 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・加害者の心理的背景(ストレス・自己存在感等)
 - ・加害者が被害者になること
 - ・保護者との連携
 - ・加害者も含め、子どもの成長を願うこと

友人・知人への指導・支援(観衆・傍観者等)

みんなを守るという姿勢

- 伝えること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・観衆や傍観者も加害者であること
 - ・プライバシーの保護
- 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・観衆や傍観者が被害者になること
 - ・子どもの共感性や正義感を励ますこと

再発防止のための保護者・地域と連携した見守り

市教育委員会への報告

重大事態への対応

- ・直ちに市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等、関係機関に連絡する。
- ・市教育委員会の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める。
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する。
- ・マスコミ等、外部との対応は管理職を窓口とする。

令和8年度 いじめ防止等に係る年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	いじめ不登校 引継ぎ 職員会議 いじめ防止 基本方針研修		いじめ不登校 職員研修共通理解		いじめ問題 職員研修	いじめ問題 対策委員会
未然防止	授業参観 *年3回の授業参観の内、1回は 人権に関わる内容の授業を行う。		授業参観	いのち・なか ま集会 巡視・個別に家庭訪問		修学旅行
早期発見	家庭訪問	晩成っ子ふり返り アンケート	学級懇談	晩成っ子ふり返り アンケート		晩成っ子ふり返り アンケート

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修	いじめ不登校 職員研修共通理解		人権教育 職員研修	いじめ問題 職員研修	いじめ不登校 職員研修共通理解	いじめ問題 対策委員会
未然防止	人権作文		いじめ防止 強化月間 いのち・なか ま集会		授業参観 人権ポスター	卒業式準備
早期発見		いじめ アンケート調査 晩成っ子ふり返り アンケート	個人懇談	晩成っ子ふり返り アンケート	学級懇談	晩成っ子ふり返り アンケート